

学校法人信愛学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人信愛学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては報酬を支給しないものとする。

(費用)

第4条 役員の旅費は実費を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2020年4月1日より施行する。